



島根県報

令和7年7月29日（火）

第 6 3 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業振興地域の指定の一部改正（2件）	（農 業 経 営 課）	2
農業振興地域の指定	（ ” ）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	3

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	3
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	5

告 示

島根県告示第444号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1の項から9の項までを次のように改める。

1から9まで 削除

島根県告示第445号

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1の項から8の項までを次のように改める。

1から8まで 削除

10の項及び11の項を次のように改める。

10及び11 削除

島根県告示第446号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

地 域 名

地 域 の 範 囲

飯南地域 飯南町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（(ア)森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林、(イ)程原国有林（第228から第232までの各林班）及び三瓶山国有林（第23林班）、(ウ)昭和2年7月27日契約の才谷奥（4林班）・イヤ山（1林班）官行造林、昭和8年11月25日契約の女亀山官行造林（1・2の各林班）、昭和35年3月17日契約の琴引山官行造林（1林班）及び昭和35年9月10日契約の立石奥官行造林（1林班）並びに(エ)昭和38年厚生省告示第180号により定められた大山隠岐国立公園の三瓶山特別地域（第1種及び第2種のうち各一部並びに第3種））を除く区域

（注） 「次の図面」は、省略し、島根県庁、東部農林水産振興センター及び飯南町役場に備えて縦覧に供する。

島根県告示第447号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町頓原141－1、2635－2、2638－3、2639－1、2641－1、2647－1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

頓原2635－2・2638－3・2639－1・2641－1・2647－1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第448号

まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年12月27日 公表

令和7年7月17日 変更

まあじに関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

15,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	14,700トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げる

ものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
9月24日から12月12日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
9月1日から11月28日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
江津市	9月1日	13時30分から16時まで	江津市役所
	9月2日	9時30分から15時30分まで	
	9月3日	9時30分から16時30分まで	
	9月4日	9時30分から15時まで	
	9月5日	9時30分から12時まで	
津和野町	9月9日	9時30分から16時まで	津和野町役場
	9月10日	9時30分から12時まで	
	9月11日	9時30分から16時まで	
	9月12日	9時30分から11時まで	
吉賀町	9月17日	9時30分から16時30分まで	吉賀町役場
	9月18日	9時30分から16時まで	
	9月19日	9時30分から11時まで	
出雲市	10月6日	10時から15時まで	出雲市役所
	10月7日	10時から15時30分まで	
	10月8日	10時から15時30分まで	
	10月9日	10時から15時30分まで	
	10月10日	10時から15時30分まで	
	10月14日	10時から15時30分まで	
	10月15日	10時から16時まで	
	10月16日	10時から15時30分まで	
	10月17日	10時から16時まで	
	10月27日	10時から15時まで	
	10月28日	10時から15時まで	
	10月29日	10時から15時30分まで	
	10月30日	10時から15時まで	

	10月31日	10時から15時30分まで	
	11月4日	10時から16時まで	
	11月5日	10時から16時まで	
	11月6日	10時から16時まで	
	11月7日	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和7年7月11日から令和8年3月14日まで

3 作業地域

浜田市松原町、田町、相生町、下府町、金城町小国及び旭町丸原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年6月13日から同年9月30日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町矢上地内